

0. 環境省「大気汚染防止法」

施設の種類	使用燃料・規模の区分		排出基準値 (標準酸素濃度%)
ディーゼル機関	燃焼能力 重油換算 50L/h以上	シリンダー内径 400mm以上	1200ppm (O ₂ =13%)
		シリンダー内径 400mm未満	950ppm (O ₂ =13%)
ガス機関	燃焼能力 重油換算 50L/h以上		600ppm (O ₂ =0%)
ガスタービン	燃焼能力 重油換算 50L/h以上		70ppm (O ₂ =16%)

【備考】

1. 窒素酸化物濃度は、次式により算出された濃度とする。(濃度が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の濃度とする。)

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

C: 補正後のNO_x濃度 (ppm)
 O_s: 排出ガス中の酸素濃度 (当該温度が20%を超える場合は20%とする。)
 O_n: 標準酸素濃度 (%)
 C_s: 排出ガス中のNO_x実測値 (ppm)

1. 東京都

1-1 東京都「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」

(1) 第1種地域

施設の種類	使用燃料・規模の区分		排出基準値 (標準酸素濃度%)
ディーゼル機関	燃焼能力 重油換算 25L/h以上		110ppm (O ₂ =13%)
	燃焼能力 重油換算 5L/h以上 25L/h未満		380ppm (O ₂ =13%)
ガス機関	燃焼能力 重油換算 50L/h以上		200ppm (O ₂ =0%)
	燃焼能力 重油換算 5L/h以上 50L/h未満		300ppm (O ₂ =0%)
ガスタービン	燃焼能力 重油換算 50L/h以上	発電量換算定格出力 50,000kW以上	10ppm (O ₂ =16%)
		発電量換算定格出力 2000kW以上 50,000kW未満	25ppm (O ₂ =16%)
		発電量換算定格出力 2,000kW未満	35ppm (O ₂ =16%)

【備考】

1. 第1種地域とは、特別区並びに武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市及び西東京市(旧保谷市に限る)の区域とする。

(2) 第2種地域

施設の種類	使用燃料・規模の区分		排出基準値 (標準酸素濃度%)
ディーゼル機関	燃焼能力 重油換算 25L/h以上	発電量換算定格出力 2,000kW以上	270ppm (O ₂ =13%)
		発電量換算定格出力 2,000kW未満	500ppm (O ₂ =13%)
	燃焼能力 重油換算 5L/h以上 25L/h未満		500ppm (O ₂ =13%)
ガス機関	燃焼能力 重油換算 5L/h以上		500ppm (O ₂ =0%)
ガスタービン	ガス燃料専焼 燃焼能力 重油換算 50L/h以上	発電量換算定格出力 50,000kW以上	10ppm (O ₂ =16%)
		発電量換算定格出力 2000kW以上 50,000kW未満	35ppm (O ₂ =16%)
		発電量換算定格出力 2,000kW未満	50ppm (O ₂ =16%)
	液体燃料専焼 燃焼能力 重油換算 50L/h以上	発電量換算定格出力 50,000kW以上	10ppm (O ₂ =16%)
		発電量換算定格出力 2000kW以上 50,000kW未満	50ppm (O ₂ =16%)
		発電量換算定格出力 2,000kW未満	60ppm (O ₂ =16%)

【備考】

1. 第2種地域とは、第1種地域以外の区域とする。

2. 大阪府

2-1 大阪府「固定型内燃機関等に係る窒素酸化物削減指導要綱」

(1) 総量規制地域

施設の種類	使用燃料・規模の区分		排出基準値 (標準酸素濃度%)
ディーゼル機関	燃焼能力 重油換算 30L/h以上		300ppm (O ₂ =0%)
ガス機関	燃焼能力 重油換算 150L/h以上		100ppm (O ₂ =0%)
	燃焼能力 重油換算 30L/h以上 150L/h未満		150ppm (O ₂ =0%)
ガスタービン	燃焼能力 重油換算 30L/h以上	発電量換算定格出力 20,000kW以上 150,000kW未満	30ppm (O ₂ =0%)
		発電量換算定格出力 2,000kW以上 20,000kW未満	80ppm (O ₂ =0%)
		発電量換算定格出力 2,000kW未満	10ppm (O ₂ =0%)

【備考】

- 総量規制地域とは、豊中市、吹田市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、松原市、大東市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、四條畷市、交野市とする。
- ガスタービンのうち、定格の発電出力が150,000kW以上の施設については別途協議とする。

(2) 第2種地域

施設の種類	使用燃料・規模の区分		排出基準値 (標準酸素濃度%)
ディーゼル機関	燃焼能力 重油換算 25L/h以上	発電量換算定格出力 2,000kW以上	270ppm (O ₂ =13%)
		発電量換算定格出力 2,000kW未満	500ppm (O ₂ =13%)
	燃焼能力 重油換算 5L/h以上 25L/h未満		500ppm (O ₂ =13%)
ガス機関	燃焼能力 重油換算 5L/h以上		500ppm (O ₂ =0%)
ガスタービン	ガス燃料専焼 燃焼能力 重油換算 50L/h以上	発電量換算定格出力 50,000kW以上	10ppm (O ₂ =16%)
		発電量換算定格出力 2000kW以上 50,000kW未満	35ppm (O ₂ =16%)
		発電量換算定格出力 2,000kW未満	50ppm (O ₂ =16%)
	液体燃料専焼 燃焼能力 重油換算 50L/h以上	発電量換算定格出力 50,000kW以上	10ppm (O ₂ =16%)
		発電量換算定格出力 2000kW以上 50,000kW未満	50ppm (O ₂ =16%)
		発電量換算定格出力 2,000kW未満	60ppm (O ₂ =16%)

【備考】

- 第2種地域とは、第1種地域以外の区域とする。

2. 大阪府

2-2 大阪市「固定内燃機関窒素酸化物対策指導要綱」

施設の種類	使用燃料・規模の区分		排出基準値 (標準酸素濃度%)
ディーゼル機関	燃焼能力 重油換算 10L/h以上		300ppm (O ₂ =0%)
ガス機関	燃焼能力 重油換算 650L/h以上		50ppm (O ₂ =0%)
	燃焼能力 重油換算 150L/h以上 650L/h未満		100ppm (O ₂ =0%)
	燃焼能力 重油換算 10L/h以上 150L/h未満		150ppm (O ₂ =0%)
ガスタービン	燃焼能力 重油換算 10L/h以上	発電量換算定格出力 20,000kW以上 150,000kW未満	30ppm (O ₂ =0%)
		発電量換算定格出力 6,000kW以上 20,000kW未満	50ppm (O ₂ =0%)
		発電量換算定格出力 2,000kW以上 6,000kW未満	80ppm (O ₂ =0%)
		発電量換算定格出力 2,000kW未満	100ppm (O ₂ =0%)

【備考】

1. ガスタービンのうち、定格の発電出力が150,000kW以上の施設については別途協議とする。

3. 神奈川県

3-1 神奈川県「生活環境の保全等に関する条例」

(1) 横浜市・川崎市・横須賀市の区域

施設の種類	使用燃料・規模の区分		排出基準値 (標準酸素濃度%)
ディーゼル機関	燃焼能力 重油換算 25L/h以上		110ppm (O ₂ =13%)
ガス機関	燃焼能力 重油換算 35L/h以上		200ppm (O ₂ =0%)
ガスタービン	燃焼能力 重油換算 50L/h以上	発電量換算定格出力 150,000kW以上	10ppm (O ₂ =16%)
		発電量換算定格出力 100,000kW以上 150,000kW未満	15ppm (O ₂ =16%)
		発電量換算定格出力 2000kW以上 100,000kW未満	20ppm (O ₂ =16%)
		発電量換算定格出力 2,000kW未満	35ppm (O ₂ =16%)

【備考】

- 「横浜市生活環境の保全等に関する条例 別表第8 排煙の規制基準(粒子状物質)」についても参照のこと。
- 「川崎市公害防止等生活環境保全に関する条例 別表第4 大気汚染物質の規制基準(窒素酸化物)」についても参照のこと。
- 横浜市については「小規模固定型内燃機関及びガスタービンの排煙による大気の汚染の防止に関する指導基準」を併せて参照のこと。

(2) その他の区域

施設の種類	使用燃料・規模の区分		排出基準値 (標準酸素濃度%)
ディーゼル機関	燃焼能力 重油換算 200L/h以上		110ppm (O ₂ =13%)
	燃焼能力 重油換算 50L/h以上 200L/h未満		190ppm (O ₂ =13%)
ガス機関	燃焼能力 重油換算 200L/h以上		200ppm (O ₂ =0%)
	燃焼能力 重油換算 35L/h以上 200L/h未満		300ppm (O ₂ =0%)
ガスタービン	ガス燃料専焼 燃焼能力 重油換算 50L/h以上	発電量換算定格出力 150,000kW以上	10ppm (O ₂ =16%)
		発電量換算定格出力 100,000kW以上 150,000kW未満	15ppm (O ₂ =16%)
		発電量換算定格出力 2000kW以上 100,000kW未満	20ppm (O ₂ =16%)
		発電量換算定格出力 2,000kW未満	35ppm (O ₂ =16%)
	液体燃料専焼 燃焼能力 重油換算 50L/h以上	発電量換算定格出力 150,000kW以上	10ppm (O ₂ =16%)
		発電量換算定格出力 100,000kW以上 150,000kW未満	15ppm (O ₂ =16%)
		発電量換算定格出力 2000kW以上 100,000kW未満	20ppm (O ₂ =16%)
		発電量換算定格出力 2,000kW未満	50ppm (O ₂ =16%)

3. 神奈川県

3-2 横浜市「小規模固定型内燃機関及びガスタービンの排煙による大気の汚染の防止に関する指導基準」

施設の種類	使用燃料・規模の区分		排出基準値 (標準酸素濃度%)
ディーゼル機関	燃焼能力 重油換算 25L/h以上	発電量換算定格出力 7.5kW以上	110ppm (O ₂ =13%)
	燃焼能力 重油換算 25L/h未満	発電量換算定格出力 7.5kW以上	380ppm (O ₂ =13%)
ガス機関	燃焼能力 重油換算 10L/h以上	発電量換算定格出力 7.5kW以上	300ppm (O ₂ =0%)
	燃焼能力 重油換算 10L/h未満	発電量換算定格出力 7.5kW以上	300ppm (O ₂ =0%)

4. 愛知県

4-1 愛知県「ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関設置指導指針」

施設の種類	使用燃料・規模の区分	排出基準値 (標準酸素濃度%)
ディーゼル機関	燃焼能力 重油換算 200L/h以上	200ppm (O ₂ =13%)
	燃焼能力 重油換算 50L/h以上 200L/h未満	400ppm (O ₂ =13%)
ガス機関	燃焼能力 重油換算 35L/h以上	200ppm (O ₂ =0%)
ガスタービン	ガス燃料専焼 燃焼能力 重油換算 50L/h以上	35ppm (O ₂ =16%)
	液体燃料専焼 燃焼能力 重油換算 50L/h以上	50ppm (O ₂ =16%)

【備考】

1. 指導対象施設は、名古屋市内の工場・事業場に設置される施設を除く。
2. 一つの事業所に燃焼能力 50L/h未満のディーゼル機関が2台以上設置され、燃焼能力の合計が50L/h以上となる場合についても指導目標値400ppmが適用される。

5. 千葉県

5-1 千葉県「発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱」

(1) 特別地域

施設の種類	使用燃料・規模の区分	排出基準値 (標準酸素濃度%)
ディーゼル機関	燃焼能力 重油換算 50L/h以上	100ppm (O ₂ =13%)
ガス機関	燃焼能力 重油換算 50L/h以上	200ppm (O ₂ =0%)
ガスタービン	燃焼能力 重油換算 50L/h以上	20ppm (O ₂ =16%)

【備考】

1. 特別地域とは、野田市(一部地域を除く)、流山市、柏市、松戸市、鎌ヶ谷市、市川市、浦安市、習志野市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市及び富津市とする。

(2) その他地域

施設の種類	使用燃料・規模の区分	排出基準値 (標準酸素濃度%)
ディーゼル機関	燃焼能力 重油換算 50L/h以上	150ppm (O ₂ =13%)
ガス機関	燃焼能力 重油換算 50L/h以上	300ppm (O ₂ =0%)
ガスタービン	燃焼能力 重油換算 50L/h以上	30ppm (O ₂ =16%)

【備考】

1. その他の地域とは、特別地域以外の区域(千葉市及び船橋市を除く)とする。

6. 埼玉県

6-1 埼玉県「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」

施設の種類	使用燃料・規模の区分		排出基準値 (標準酸素濃度%)
ディーゼル機関	燃焼能力 重油換算 50L/h以上		100ppm (O ₂ =13%)
ガス機関	燃焼能力 重油換算 50L/h以上		200ppm (O ₂ =0%)
ガスタービン	燃焼能力 重油換算 50L/h以上	最大排ガス量 4.0万m ³ N/h以上	10ppm (O ₂ =16%)
		最大排ガス量 4.0万m ³ N/h未満	20ppm (O ₂ =16%)

6-2 埼玉県「低公害燃焼器の普及の促進に関する指針」

施設の種類	使用燃料・規模の区分	排出基準値 (標準酸素濃度%)
小規模ディーゼル機関	燃焼能力の合計 重油換算 50L/h以上	100ppm (O ₂ =13%)

【備考】

1. 小規模ディーゼル機関: 一つの事業所に燃焼能力(重油換算)50L/h未満のディーゼル機関が2施設以上設置され、それらの燃焼能力の合計が50L/h以上のディーゼル機関

7. 茨城県

7-1 茨城県「ディーゼル機関等に係る窒素酸化物の排出削減指導要綱」

施設の種類	使用燃料・規模の区分	排出基準値 (標準酸素濃度%)
ディーゼル機関	燃焼能力 重油換算 50L/h以上	100ppm (O ₂ =13%)
ガス機関	燃焼能力 重油換算 50L/h以上	200ppm (O ₂ =0%)

【備考】

1. 一つの事業所に燃焼能力(重油換算)50L/h未満のディーゼル機関が2施設以上設置され、それらの燃焼能力の合計が50L/h以上のディーゼル機関についても対象とする。

8. 兵庫県

8-1 神戸市「固定型内燃機関に係る窒素酸化物対策暫定指導指針」

施設の種類	使用燃料・規模の区分	排出基準値 (標準酸素濃度%)
ディーゼル機関	燃焼能力 重油換算 25L/h以上	700ppm (O ₂ =13%)
ガス機関	燃焼能力 重油換算 25L/h以上	600ppm (O ₂ =0%)
ガスタービン	燃焼能力 重油換算 25L/h以上	60ppm (O ₂ =16%)

【備考】

1. 設置地域及び規模に応じて、特別基準(総量規制)の対象となる。